

別紙

令和 年 月 日

申請者 氏名又は法人名
役職名
代表者名

誓約事項等同意書

☐ 次に掲げる全ての要件を満たしています。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要項による支援金の交付を受けていないこと
- (9) 関係法令や基準等を遵守すること
- (10) 令和8年（2026年）1月から3月の間に契約している県内の液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等を値引きの対象とすること

☐ 次に掲げる者に該当しません。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者